



令和 2 年 3 月 2 7 日

内閣府（防災担当）

避難確保計画作成の解説資料の公表について

平成 2 7 年に活動火山対策特別措置法が改正され、市町村が指定する集客施設や要配慮者利用施設の所有者等に対して、避難確保計画作成や当該計画に基づいた訓練の実施等が義務付けられました。

内閣府では、平成 2 8 年に避難確保計画作成の参考となる「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」（以下「手引き」という。）を作成し、公表しました。

今年度、手引きを用いて避難促進施設の避難確保計画作成支援を自治体と連携して実施し、その取組みを通じて得られた知見を反映した解説資料を作成しましたのでお知らせします。

1 公表資料

「避難確保計画作成の解説資料」

2 公表場所

「内閣府防災情報のページ」にて公表

<http://www.bousai.go.jp/kazan/index.html>

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 浦田 紀子

主 査 鎌田 林太郎

天笠 雅章

電話：03-3501-5693

FAX：03-3501-6820